

第1章

民生委員・児童委員の 職務活動

1. 民生委員・児童委員の3つの基本姿勢

民生委員・児童委員は、3つの基本姿勢を守ります。

(1) 社会奉仕の精神

社会奉仕の精神を持って、社会福祉の増進に努めます。

(2) 基本的人権の尊重

民生委員・児童委員は、その活動を行うにあたって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ることがとくに重要です。人種、信条、性別、社会的身分または門地による差別的、優先的な取り扱いはしません。

(3) 政党・政治目的への地位利用の禁止

職務上の地位を政党または政治目的のために利用してはなりません。

2. 民生委員・児童委員の3つの基本的性格

制度創設以来今日まで一貫して引き継がれてきた民生委員・児童委員活動の精神として「自主性」「奉仕性」「地域性」があります。

(1) 自主性

常に住民の立場に立ち、地域のボランティアとして自発的・主体的な活動を行います。

(2) 奉仕性

誠意をもち、地域住民との連帯感をもって、謙虚に、無報酬で活動を行うとともに、関係行政機関の業務に協力します。

(3) 地域性

一定の地域社会（担当区域）を基盤として、適切な活動を行います。

3. 民生委員・児童委員の3原則

民生委員制度やその職務の特性から、一般のボランティアとは異なった3つの原則があると考えられます。

(1) 住民性の原則

自らも地域住民の一員である民生委員・児童委員は、住民にもっとも身近なところで、住民の立場に立った活動を行います。

(2) 継続性の原則

福祉問題の解決は時間をかけて行うことが必要です。在任中はもちろん、民生委員・児童委員の交代が行われた場合でも、その活動は必ず引き継がれ、常に継続した対応を行います。

(3) 包括・総合性の原則

個々の福祉の問題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応していくために、その問題について包括的、総合的な視点に立った活動を行います。

4. 民生委員・児童委員の7つのはたらき

民生委員・児童委員の活動の基本は次の7つのはたらきを果たすことです。

(1) 社会調査のはたらき — アンテナの役割 —

担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握します。

活動の基本となるもっとも重要な機能です。その際、留意しなければならないのは、自分勝手な、一人よがりの仮定の上に立って問題をみるのではなく、素直に、ありのまま受容することと、要支援者はもとより、家庭や近隣の関係にも十分目くばりして、福祉の問題点の性質や内容を吟味していくことです。

(2) 相談のはたらき ―世話役の役割―

地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身に相談にのります。

地域住民の抱えている問題に対し相談助言を行い、それを通じて本人の人権を尊重し、自立性、自助性を高めて、問題の解決を図ることです。

相談、面接の心がまえとしては、次のことが大切です。

- ① 相手の立場に立って悩みや苦しみを聞き、理解しようとする姿勢
- ② こちらの価値判断で相手を評価して判断したり、非難したりすることなく、相手の態度や感情を受け入れていく姿勢
- ③ 相手を論議や理くつで説得して従わせようとしたり、個人的な感情に動かされて、容易に請け負ったりすることなく、相手が自分で選択、決定して実行していくことができるように側面的に援助していく姿勢
- ④ 秘密を守り、相手の了解なしに情報を他に伝えたり、求めたりしない姿勢

(3) 情報提供のはたらき ―告知板の役割―

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

要支援者（世帯）はもとより、住民に対して、社会福祉に関連するサービス、情報を提供することにより、住民自らが必要に応じてすすんで活用し、問題の解決にあたることができるようにするはたらきです。

(4) 連絡通報のはたらき ―つなぐ役割―

住民が、個々の福祉需要に応じた福祉サービスが受けられるよう関係行政機関、施設・団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめます。

(5) 調整のはたらき ―潤滑油の役割―

住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援します。

要支援者（世帯）の状況に即して常に適正なサービスの提供が図られるよう、関係機関、施設等と連携・相談しながら調整を行うはたらきです。

(6) 生活支援のはたらき ―支援体制づくりの役割―

住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていきます。

民生委員・児童委員は、基本的には要支援者（世帯）の日常生活の側面から援助していく役割を担っていますが、問題状況によっては地域の関係機関や住民とも連携して、要支援者（世帯）を支援するさまざまな活動を取りまとめて、継続した支援体制づくりをしていくはたらきが求められます。

(7) 意見具申のはたらき ー代弁者の役割ー

活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民生委員児童委員協議会とおして関係機関などに意見を提起します。

住民の福祉需要とそれに対応する施策、サービスとの開きが少なくない状況もあり、住民の立場から社会保障、社会福祉の実施運用について、実態と具体的資料にもとづく改善整備のための建設的な意見を民生委員児童委員協議会としてまとめ、適宜所轄する自治体、実施機関に対して文書をもって提出し、その実現を促すはたらきです。

5. 活動する際の心構え

民生委員法では民生委員・児童委員が、職務を行うにあたって守らなければならない事項について、次のとおり規定しています。

(1) 職務遂行に当たっての倫理規定

民生委員法

第15条 民生委員は、その職務を遂行するにあたっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

◇個人の人格を尊重すること（人間尊重）

民生委員・児童委員は経済的、精神的および肉体的ハンディキャップを有する方を相手にすることが多く、職務遂行にあたっては、人間として対等の立場にあるということを忘れてはなりません。

◇秘密を守ること（守秘義務）

民生委員が職務の遂行にあたって、要支援者の私生活に立ち入り、その一身上の問題に介入することが多いので、要支援者の生活上、精神上、肉体上の秘密に触れることが多く、その知り得た秘密については、固く守らなければなりません。

また、平成17年の個人情報保護法の制定により、住民の間にも個人情報についての関心や権利意識がますます高まっています。住民が被害や不利益を被ることのないよう、またこれまで築いてきた住民との信頼関係を崩さないためにも、様々な住民の情報についてはこれまで以上に慎重な管理や取り扱いが望まれます。

◇差別的または優先的な取扱いをしないこと

民生委員・児童委員の活動が「人種、信条、性別、社会的身分または門地」によって左右されることなく行われるべきことを規定したものです。このような平等の取り扱いは近代国家の原則であって、我が国においても法の下での平等として憲法上同様の趣旨で規定されています。

◇よく実情を調査したうえ、合理的な措置をとること

「その処理は、事情に即して合理的にこれを行わなければならない」とは、民生委員・児童委員がその職務を遂行するにあたって、よく実情を調査したうえ、合理的な措置をとることを要請しているものです。そのため、常に、人格識見の向上とその職務を行う上に必要な知識および技術の修得に努めなければなりません。

個人情報とは

「個人情報」とは、氏名、住所、生年月日、職業など個人に関するあらゆる情報で特定の個人が識別されるものをいいます。

民生委員・児童委員活動で個人情報の収集や記録を行う際には、下記の点や全国民生委員児童委員連合会がとりまとめた「個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点」などを参考にしてください。

- ①情報収集の目的や取り扱いについての的確に伝える。
- ②民生委員・児童委員自身が情報収集し、本人の確認をとる。
- ③支援に必要な情報のみ収集する（なぜその情報が必要か説明できること）。
- ④民生委員・児童委員自身が収集し、本人に確認したことを記録し、「うわさ」や「伝聞」は記載しない。
- ⑤支援に直接関係のない事項や、本人や世帯が記載を拒否する事項は記載しない。

チェックリスト ～常に心がけたい事柄～

- 個人情報の含まれる書類は、家族の目に触れないように保管している
- 記録は、コピーしたり、外へは持ち出さない
- 不要になった情報は保持しないようにしている
- 本人に開示する可能性のある資料は、事実のみを記録している
- 収集時（相談を受けるとき）は、守秘義務や情報が必要な理由について説明している
- 支援に必要な情報のみ収集している
- 本人以外からの情報は、本人に確認するようにしている
- 目的以外に使用しないこと、提供の必要な場合の対応について説明し、本人の同意を得ている
- 頭での同意の場合は、同意の範囲、日時などを書き留めている
- 記録そのものを会議（事例検討等）の資料にしない
- 研修目的で使用する事例は匿名表記とし、終了時に資料回収に努めている
- 民児協で個人情報保護について学習している（した）
- 民児協で、記録の引き継ぎや、支援のための関係者との情報共有のためのルールを決めている
- 民児協で緊急時の対応のための基準・システムをつくっている

(2) 政治的利用は厳禁

民生委員法

第16条 民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

2 前項の規定に違反した民生委員は、第11条及び第12条の規定に従い解嘱せられるものとする。

◇「職務上の地位」とは、民生委員・児童委員という立場で、調査を行い、要支援者の保護指導や生活指導などを行う場合に認められている職務遂行上の地位をいいます。

◇民生委員・児童委員は、要支援者の私生活にまで立ち入り、その職務上の地位を政治的に利用することによる弊害は計り知れないものがあり、その地位を政治的に利用してはならないと規定されたのです。

◇しかし、これは民生委員・児童委員としての職務を離れて、一個人として政

党に加入し、または政治的活動を行うことまでを禁止しているものではありません。

◇したがって、自らの担当区域外での政治活動が業務上の地位を利用するものでないことは明白なので問題はありませんが、担当区域内での政治活動については、職務上の地位を利用したか否かの判断が非常に困難ですので、該当地域内における政治的活動は避けるべきです。

6. 民生委員の職務

民生委員の具体的職務は、民生委員法第14条に規定されています。

民生委員法

第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
 - 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
 - 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

①生活状態の把握

民生委員はその担当区域内の実情を把握することにより、地域住民に対して適切に相談・援助を行える態勢を整える必要があることから、住民の生活状態を日頃から全般的に把握するとともに、個別の援助が必要な者については援助を受けるために必要な情報を収集して有事の際の資料をつくっておくことを規

定したものです。

このような社会調査に基づく資料、すなわち福祉票などの整備と活用は生活保護の申請に役立つだけでなく、広範囲にわたる民生委員活動の基礎となるものであり、日頃からこのような調査を心がける必要があります。

なお、調査に当たっては、個人情報保護に留意し、適切に行う必要があります。

②相談・助言等の援助

各種の援助を必要とする人々に対して、各人の能力に応じて自立した日常生活が送れるよう相談・助言等の援助を行うことを民生委員の職務としたものです。

* 「援助を必要とする者」とは…

いわゆる福祉六法（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法）や障害者総合支援法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律など公的施策による福祉の措置を必要とする者のほか、地域福祉の観点に立って行われる民間福祉活動の対象者をも含み、さらに物的な援助だけでなく、精神的な援助を必要とする者も含む広い意味で用いられているものです。

* 「生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと」とは…

あくまで公の責任に基づく保護、援護の措置を措置権者の代理または補助者として行うのではなく、民間奉仕者としての立場から、援助を必要とする人の立場に立って、必要な方法で、その人に必要な支援を行うことを意味するものです。

③情報提供等の援助

援助を必要とする者ができる限り本人の意向に沿った福祉サービスの利用ができるよう情報提供等の援助を行うことを意味します。

利用制度は、利用者が自ら事業者を選ぶことができるようになっていますので、利用制度の下では事業者は他の事業者との差別化を図るために多様な内容のサービスを提供する傾向があります。それぞれの事業者が提供するサービスの内容を把握し、それを利用者に適切に伝え、利用者の納得がいく事業者選択を支援することも民生委員の重要な職務となります。

④福祉サービスの利用に関する支援、事業者等との連携等

「社会福祉を目的とする事業を営む者または社会福祉に関する活動を行う者」と密接に連携することにより、その活動の支援を行うものです。たとえばホームヘルパーの派遣などの在宅サービスだけでは対応できないねたきり高齢者や、保育に欠ける子どもをかかえて困っている保護者がいれば、高齢者や

児童福祉サービスをあっせんするなどの方法により、できるだけ早くこのような問題を解決する必要があります。そのためには、常々施設の状況を把握しておくことが必要です。特に近年、社会福祉事業施設の専門的設備や機能を、単に入所者のためのみでなく、広く地域の対象者に開放して地域社会の福祉に役立てることが強調されており、その意味からも、社会福祉事業施設事業者との連携は民生委員の重要な職務となります。

⑤福祉事務所等行政関係機関の業務に関する協力

民生委員の協力機関としての性格をより明確にしたものです。

前述のとおり（民生委員・児童委員制度の沿革）、昭和28年の民生委員法の一部改正の際に本号を加えることにより、民生委員は、民間奉仕者として、福祉に関する事務所その他の社会福祉行政機関と協力することが明示されました。

「福祉に関する事務所」とは、いわゆる福祉六法（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法）に定める援護、育成または更生の措置に関する事務を行う福祉事務所のことです。

福祉事務所とは

社会福祉行政に関する第一線機関であり、県および市に設置されており、滋賀県では県の健康福祉事務所および市の福祉事務所がこれにあたります。

市にあってはそれぞれの福祉事務所が、郡部にあつては健康福祉事務所が町と協力しながら事務を行っています。

「その他の関係行政機関」とは、子ども家庭相談センター（児童相談所・女性相談支援センター）、障害者更生相談所などです。

「業務に協力する」とは、関係行政機関がその権限に基づいて継続して行う事務または事業について、民間奉仕者として、外部から協力することを意味します。ここにいう業務とは、関係行政機関が行うすべての業務のうち、社会福祉に関するものに限られています。

⑥住民の福祉の増進を図るための活動

民生委員を地域福祉推進の担い手としてとらえ、ボランティア活動の推進や地域の福祉課題に対する住民の理解を求める活動など地域福祉の増進を図る活動を民生委員の活動として位置づけています。

⑤に関して、民生委員が行政関係機関の業務に協力する場合の具体的内容としては、次のようなものが考えられます。

(1) 生活保護事務についての協力

生活保護法

第22条 民生委員法に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

- ① 要保護者を発見した場合には市町または福祉事務所へ連絡する。
- ② 保護申請等についてその手続きを助言するとともに、福祉事務所へ連絡する。
- ③ 社会福祉主事（ケースワーカー）の行う生活実態調査について手持ちの参考資料を提出する等、積極的に協力を行う。
- ④ 保護の要否等の決定は実施機関が行うが、必要に応じて参考意見を述べる。
- ⑤ 保護開始後の生活指導については、社会福祉主事（ケースワーカー）により行われるが、指導方針の決定に当たっての参考意見を述べるとともに、その生活指導について協力する。
- ⑥ 保護の変更、停止または廃止の措置を必要とする事由が生じた場合やそのような措置を必要とする事由を発見したときは市町、福祉事務所に連絡する。

(2) 老人福祉事務についての協力

老人福祉法

第9条 民生委員法に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

- ① 支援を必要とする高齢者の実態把握に努めるとともに、その相談に応じ助言し、必要な情報提供その他の援助を行う。
- ② 高齢者等を対象とした生活支援や介護予防の取組など、各種在宅福祉施策の実施および推進について、市町等の関係機関に協力する。
- ③ 地域で実施される、老人クラブ活動等の生きがいと健康づくり等の各種福祉施策の実施に協力する。
- ④ 老人ホーム入所措置対象者等の相談に応じ、市町へ連絡を行う。

(3) 身体障害者福祉事務についての協力

身体障害者福祉法

第12条の2 民生委員法に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所の長、身体障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

- ① 身体障害者と協力し、身体障害者またはその家族の相談に応じ、その援助を行う。
- ② 身体障害者手帳の交付、自立支援医療（更生医療等）の給付、補装具の交付および障害者支援施設への入所等の支援が必要な身体障害者を見つけたときは、市町または福祉事務所に連絡する。
- ③ 身体障害者の就職のあっせん、求人の開拓などについて、公共職業安定所の業務に協力する。
- ④ 社会復帰している身体障害者についても、その生活意欲の一層の向上をはかるよう相談に応じたり、必要な援助を行う。
- ⑤ 身体障害者に対する更生援護の諸制度を住民にPRし、身体障害者の福祉に関し、住民の理解を深めるよう広報啓発活動に努める。

(4) 知的障害者福祉事務についての協力

知的障害者福祉法

第15条 民生委員法に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長、知的障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

- ① 知的障害者と協力し、知的障害者またはその家族からの相談に応じ、その援助を行う。
- ② 療育手帳の交付、障害者支援施設への入所等の支援が必要な知的障害者を見つけた場合には、市町または福祉事務所に連絡する。
- ③ 知的障害者の就職のあっせん、求人の開拓などについて、公共職業安定所の業務に協力する。
- ④ 知的障害者に対する援護の諸制度を住民にPRし、知的障害者の福祉に関し、住民の理解を深めるよう広報啓発に努める。

(5) 女性保護事務についての協力

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

第14条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

困難な状況にある女性を発見し、またはそれらの者について相談があったときは、女性相談支援センターの女性相談支援員と協力して適切な支援を図る。

7. 児童委員の職務

民生委員は児童委員を兼ね、児童福祉法第17条に規定する職務を行うほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法や児童虐待の防止等に関する法律に基づき関係機関等と協力することが求められています。（児童委員の職務については、「児童委員の活動要領」も参考にしてください。）

児童福祉法

第16条 市町村の区域に児童委員を置く。

- 2 民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
- 3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。
- 4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によって行う。

第17条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
- 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。

三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。

五 児童の健やかな育成に関する機運の醸成に努めること。

六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。

3 前項の規定は、主任児童委員が第1項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。

4 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

第18条 市町村長は、前条第1項又は第2項に規定する事項に関し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。

2 児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。

3 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。

4 児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

(1) 実情の把握と記録

①実情の把握

児童委員についても、民生委員と同様に、まず、自分が担当する区域の実情や社会資源、地域住民の生活実態を把握しておく必要があります。

これらの情報は、日常の活動を通じて得るとともに、子ども家庭相談センター（児童相談所）、福祉事務所等を訪問して資料を得ることも大切です。つまり、受け身的に情報を待つのではなく、積極的に外へ出て行く姿勢が望

まれるわけです。また、具体的に相談等があった場合は、その問題の原因を的確に把握する必要があります。

そして、ここで得られた情報や相談内容については、引き続いて相談にのっていくためにも、必ず記録に残しておくことが大切です。

②依頼された調査の処理

ときには、福祉事務所や子ども家庭相談センター（児童相談所）等の行政機関から調査の依頼があります。児童委員が保有している情報が問題解決につながる場合もあり、的確にそして迅速に実情を把握し、報告する必要があります。

(2) 相談・援助

担当区域内の子ども、妊産婦、ひとり親家庭等に対して親身になって相談にのり、問題解決のために利用し得る制度や施設、サービスについてアドバイスを行うことです。

この場合、特に専門的な判断、治療、処遇等を必要とする場合は、速やかに適切な関係機関に紹介することが大切です。

代表的な実例としては次のようなものが考えられます。

①手当、貸付金等の受給、借受に関する事実確認と指導

ひとり親家庭や障害児を養育する家庭などの困難な問題を抱える人々のために、各種の手当が支給されたり、また、無利子または低い利率で各種の貸付金が貸付されています。児童扶養手当、特別児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金などです。

しかし、一般の人々のなかには、これらの制度を知らない場合もありますので、児童委員はこれらの制度について勉強し、これらの制度が正しく利用されるようにPRする必要があります。

②保護を必要とする子ども等に対する助言

子ども、妊産婦、ひとり親家庭等に対しては、手当や貸付金以外にも各種の制度があります。また、必要に応じて、社会福祉施設を利用する方が適切な場合もあります。

様々な問題を抱える子ども、妊産婦、ひとり親家庭等に対して助言、指導が行えるよう普段から制度等について理解し、必要な場合に適切なアドバイスをする必要があります。

③施設から退所した子どもに対する支援

児童養護施設等から子どもが退所するに当たって施設長または子ども家庭相談センター所長（児童相談所長）から連絡があったときは、その子どもおよび家庭の状況に十分注意し、市町要保護児童対策地域協議会等とも連絡を密にしてその家庭への支援を行います。

④里親の開拓

何らかの事情により家庭での養育が困難または受けられなくなった子どもを預かり、温かい愛情と家庭的な雰囲気のもとで育てるのが里親制度です。この里親制度を普及発展させるため、里親になっていただける家庭の開拓に努め、また、里親申込者の家庭が里親としてふさわしいかどうか、子ども家庭相談センター（児童相談所）から調査の依頼があった場合はこれに協力します。

⑤妊産婦・乳幼児の保護者に対する助言

核家族化の進行により、出産や育児について相談する人もなく、不安を抱いている若い人が少なくありません。

妊産婦に対して、妊娠中および産後の定期的な保健指導を受けるようアドバイスします。また、妊娠高血圧症候群の重症化の予防および乳幼児の死亡、心身障害の早期発見および早期治療等のため、保健師、助産師等の訪問指導等の制度の利用などについてもアドバイスします。

⑥子ども家庭相談センター（児童相談所）業務についての助言

子ども家庭相談センター（児童相談所）は、養護（児童虐待を含む。）、非行障害、育成などの児童問題に関する相談・指導を行う機関ですから、積極的な利用についてもアドバイスします。

⑦不登校状態にある子どもや保護者に対する助言

子どもが不登校になり孤独・不安を感じたり、自身を責める保護者は少なくありません。

また、子どもも学習の遅れなどに対する不安を深めている場合があります。

子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら相談を受け、学校から依頼があった場合は家庭への訪問等に協力します。

⑧ヤングケアラー（子ども若者ケアラー）に対する支援

ヤングケアラー（子ども若者ケアラー）は、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のことです。

本人も自身がヤングケアラー（子ども若者ケアラー）であることに気づきにくく、周囲の大人が気づき、必要に応じて福祉サービスの利用につながるよう働きかけを行います。

⑨困難な状況にある若者に対する支援

家庭や学校、社会など様々な要因を背景に、自立や就労に困難を抱えている若者がいます（虐待経験・障害・貧困・いじめ経験や対人関係の挫折等）。

特に15～18歳以降の青年期には、学校等との関係が途切れることもあり、支援者とのつながりが希薄になるため、中退や卒業前に、関係機関と密に連携を行うことが重要です。就労相談、就労サービスについて情報提供したり、各種相談窓口へつながるよう支援します。

(3) 子どもの健全育成のための地域活動

急速な高齢化の進行のなかで、次代を担う子どもの健全な育成は重要な課題です。このため、児童委員には、次のような活動が期待されています。

①子どもの健全育成を目的とする団体等への援助、協力

母親クラブ、親の会、放課後児童クラブや子ども会指導者等のボランティア活動を援助したり、保育所等を拠点とした子育てネットワークづくりの促進のために必要な協力をしていくことが期待されています。

②母子保健組織の育成等

地域のなかで母子保健の推進を行っている団体の育成に努めるとともにその保健活動に協力します。

③児童文化財の健全化と地域環境の浄化

地域におけるすぐれた子ども向け芸能作品、玩具等について県社会福祉審議会の推薦についての協力をします。

また、俗悪な広告や青年向け雑誌の自動販売機などについて、必要な場合には、関係行政機関と連絡をとり、その経営者に撤去を要請する等地域の環境の改善、浄化に努めます。

④施設の設置促進

児童館、児童遊園等の設置が必要と認められる場合には、その設置推進について協力するとともに、これらの施設の運営協議会等に積極的に参加し、地域の子どもの健全育成に努めます。

⑤事故等の防止

交通事故や家庭内外での事故を未然に防止するため、家庭および地域の環境のなかで危険な場所があれば、それを排除または改善するよう努めます。

また、子どもの自殺の問題についても、子ども家庭相談センター（児童相談所）、福祉事務所、学校等の関係機関と連絡を密にし、未然防止に努めます。

⑥子どもの非行防止

子どもの非行や犯罪の未然防止を図るため、そのおそれのある子どもの把握とその補導、更生に努めます。また、学校、PTA、補導団体、警察、町内会、自治会等と連携して、子どもを取り巻く家庭環境や地域環境の改善に努めます。

(4) 意見具申

知事や市町長から、法令・通達の定めにより子どもの措置等について意見を求められたときは、事実に基づき適切な意見を述べ協力します。

また、子ども等に関する施策およびその実施方法について改善が必要と気づいたときは、民生委員児童委員協議会または主任児童委員を通じて、関係機関

に対し建設的な意見を提出します。

(5) 連絡通報

担当区域内で次のような子どもや妊産婦、世帯等に係る相談を受けたり、問題を発見した場合は、その問題の所在や背景を速やかに関係機関に連絡する必要があります。

①保護者のいない子ども

家出などにより保護者のもとにいない子どもや、親が死んで身寄りもない子どもなどが考えられます。

②虐待されていると思われる子ども

虐待等で保護者のもとにおいておくことが著しく子どもの福祉に反する場合などです。

③保育を必要とする子ども

保護者の労働、疾病等の事由による場合などです。

④心身に障害のある子ども

たとえ心身に障害があっても早期に発見して早期に治療訓練を行えば、障害の進行をくい止めたりまたは非常に軽くてすむ場合が多いからです。

⑤不良行為をしたり、またはするおそれのある子ども

⑥性行、環境に照らして売春を行うおそれのある子ども

⑦入院助産を受けられない妊産婦

経済的理由により入院してお産のできない妊産婦のために助産を受けさせる助産施設があります。

⑧母子生活支援施設への入所が必要な母子家庭

(6) 児童虐待への取組

児童虐待に関しては、かけがえのない子どもの命を守ることはもちろん、子どもが安全に安心して育つため、地域において重要な役割を担っていただく必要があります。次のような活動への積極的な取組が期待されています。

なお、児童虐待の相談窓口は市町（子ども家庭相談担当課）、子ども家庭相談センター（児童相談所）、県健康福祉事務所（子ども家庭相談室）となっています。

①未然防止

地域の子育て支援活動やオレンジリボンによる広報啓発活動への参加・協力等により、子どもへの虐待を予防する環境づくりを推進します。

オレンジリボンとは

オレンジリボンをあなたの胸に

オレンジリボンには、「子どもを虐待から守り、虐待を受けた子どもが幸福になれるように」という気持ちが込められています。県では11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を中心にこのキャンペーンに取り組んでおり、企業や地域にも広がってきています。



②早期発見・早期対応

子どもと子どもを取り巻く家庭環境などの積極的な情報収集を通じて、虐待の早期発見に努めるとともに、市町に設置されている要保護児童対策地域協議会に参加し、地域内ネットワークの一員として機関連携しながら早期対応を図ります。

③通告

虐待を受けたと思われる子どもを発見したとの連絡や通報を受けた場合は、速やかに、市町（子ども家庭相談担当課）、子ども家庭相談センター（児童相談所）、県健康福祉事務所（子ども家庭相談室）に通告（連絡）するとともに、その通告をした者に関する情報は一切漏らさないよう、配慮する必要があります。

④保護

児童虐待が行われているおそれのある子どもの保護者に対して、知事が出頭を求めたときは、その保護者に対して、知事の指示に基づき必要な調査や質問を行うことがあります。

また、知事の指示に基づき、児童虐待が行われているおそれのある子どもの住所または居所に立ち入り調査を行うことがあります。

⑤親子関係の再構築支援

市町（子ども家庭相談担当課）、子ども家庭相談センター（児童相談所）、県健康福祉事務所（子ども家庭相談室）ほか関係機関と連携して、虐待が認められる家庭における親子関係の再構築を支援します。

⑥子どもの自立支援

児童養護施設等を退所した子どもに日常生活上の支援などを行い、円滑な自立を促します。

母子及び父子並びに寡婦福祉法

第10条 児童福祉法に定める児童委員は、この法律の施行について、福祉事務所の長又は母子・父子自立支援員の行う職務に協力するものとする。

児童虐待の防止等に関する法律

第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第1項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

8. 主任児童委員の職務

子どもをとりまく家庭や地域の環境が著しく変化し、「健やかに子どもを生き育てる環境づくり」が社会全体の大きな課題となり、児童委員への期待が高まるなか、平成6年1月より児童委員活動を強化推進する一つの方策として、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が設置されています。

主任児童委員は、民生委員児童委員協議会の地区全体を担当し、児童福祉関係機関と児童委員との連絡・調整業務や児童委員が行う調査・指導等の活動の援助・協力など、児童委員と一体となった活動を展開することにより、児童福祉の一層の推進を図ります。

また、平成13年12月の児童福祉法の一部改正により、主任児童委員が法律上明確に位置付けられ、その身分については厚生労働大臣の指名とされました。

(1) 児童委員と一体となって行う活動

- ① 子ども家庭相談センター（児童相談所）、福祉事務所、学校および教育委員会等の関係機関との連携を密にし、子どもおよび子どもを取り巻く家庭環境・社会環境について区域を担当する児童委員と連携して詳細な情報収集を行うこと。
- ② 健やかに子どもを生き育てる環境づくりに関して、地域ぐるみで子育てを行うための啓発活動を企画し、活動の実施に当たっては、その中心的役割を果たすこと。
- ③ 地域における児童健全育成活動や母子保健活動の推進に関して、関係機関、特に、児童館活動や母親クラブ活動等の関係者との連携を密にし、次のような活動を行うこと。
 - ・地域の児童健全育成関係の協議会等へ参画すること。
 - ・子どもの事故防止等、児童健全育成活動に対する地域住民の参加の促進を図ること。
 - ・ボランティア活動、地域活動等への子どもの参加の促進、支援を行うこと。
 - ・保育所等を拠点とした子育てネットワークづくりの促進のために必要な協力を行うこと。
- ④ 子どもの権利が著しく侵害されていたり、侵害されていると思われる場合や子どもの健全育成にとって好ましくない環境があると思われる場合等について、関係行政機関等への連絡・通報や意見具申を行うこと。

(2) 児童委員に援助・協力する活動

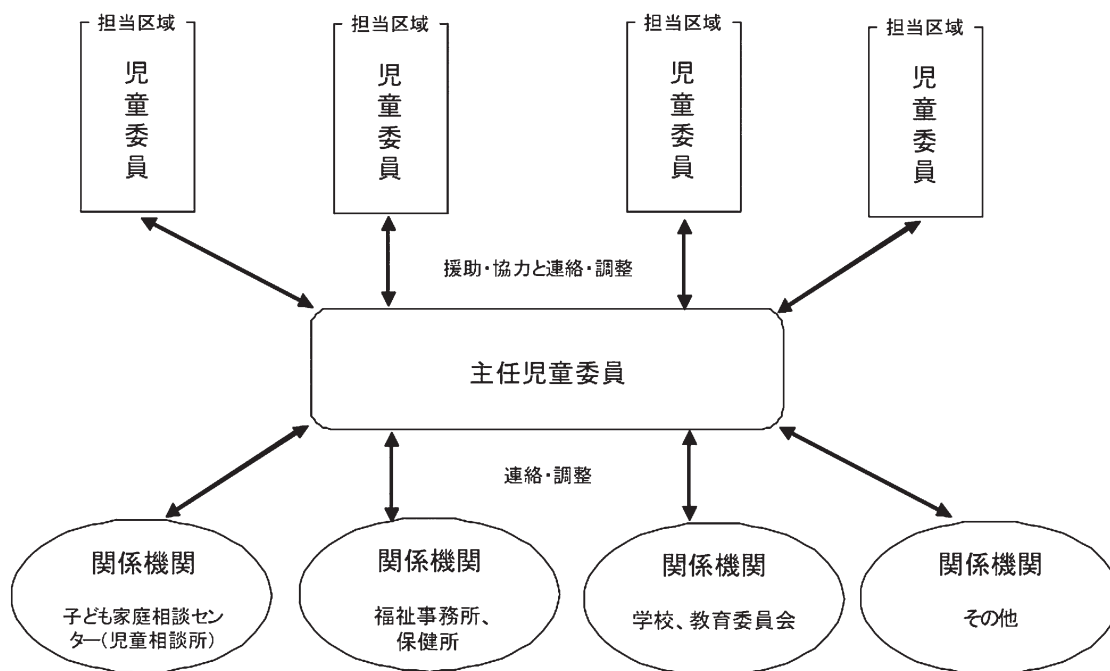
- ① 保育を必要とする子ども、虐待されていると思われる子ども等の発見および実情把握
- ② 各種の福祉施策の紹介・あっせん
- ③ 子ども家庭相談センター（児童相談所）等からの調査委嘱、指導の委託に基づく調査・指導、その他関係機関に対する協力
- ④ 児童福祉施設入所中の子どもと保護者との連絡調整および退所後の子どもとその保護者への支援

(3) 民児協事業の企画、実施への援助

民児協組織内においては、児童委員活動に関わる事業を企画し、実施する場合の援助、協力者（スタッフ）として、その活動に関わること。

なお、(1) に示す活動については、主任児童委員自身が、児童委員と一体となって行っていただくとともに、地域の状況に応じて、主任児童委員が中心となって行っていただくことも必要になってきています。（児童福祉法第17条第3項により、主任児童委員が、児童委員の職務を行うことを妨げるものではありません。）

主任児童委員と児童委員の関係



(4) 子どもの虐待防止に関する主任児童委員の活動について

近年、特に大きな社会問題になっている子どもの虐待について、主任児童委員による子どもの虐待防止のための活動の活性化に向けて、県と県民生委員児童委員協議会連合会により、「子どもの虐待防止に関する主任児童委員活動指針」（資料68ページ）を定めています。

9. 証明事務の取り扱い

(1) 証明事務の背景と経緯

民生委員・児童委員の行う「証明事務」は、制度創設当初の市町村長や関係行政機関への「助言」「証言」という形態が文書による証明へと変化し、法外の慣行的な市民サービス業務として定着してきたものです。

しかし、民生委員でいえば「福祉行政機関への協力業務」のなかで、その協力行為自体が、具体的な「証明書」という形式を用い、また児童委員でいえば、児童福祉法第29条でいう児童委員の「立入調査権」等により、市町村長あるいは都道府県知事に副申する行為が「証明書」の発行というものにつながっており、いずれも職務として求められる「助言」「協力」「状況の通報・通告」「資料の提供」等が、活動上、書面作成の形に姿を変えて定着したものといえます。

本来、民生委員・児童委員の職務については、民生委員法第14条、児童福祉法第17条で、職務の内容が規定されていますが、証明事務については、法律上の明文規定に基づいているものではありません。このようなことにもかかわらず、今日なお民生委員・児童委員に「証明事務」が依頼されるのは、次のような理由によります。

- ① 民生委員・児童委員が、担当地域の住民の生活実態をよく知っていること。
- ② 民生委員・児童委員が、社会的に信頼されていること。
- ③ 民生委員制度が、社会的に定着しており、地域社会での一定の活動が評価されていること。

このように「証明事務」は、民生委員・児童委員の日常活動の中で、社会的信用と結び付いて、今日に至っています。しかし、「証明」という呼称については、「証明」と呼ばれている書類や行為が、確認できる範囲の状況の結果であることから、「調査結果」「所見」「状況（確認）報告」等という呼称を用い

ることが望ましいと思われます。

(2) 「証明事務」の取り扱いの指針および留意点

①方針

「証明事務」は地域住民への福祉サービス業務の一環としてとらえ、住民の立場に立つという基本認識をもって取り組むことが必要ですが、文書の発行にあたっては、事実の確認の可能な範囲のものに限定すべきです。

②取扱範囲

民生委員・児童委員の理念、性格、職務および現状に照らし、民生委員・児童委員が行うにふさわしい「証明事務」でかつ事実確認可能なものに限定すべきです。

したがって、次のような事項については、取り扱うことを避けるべきです。

・民生委員・児童委員として事実の実証、確認の困難なもの

「無収入証明」「無資力証明」「不在証明」など具体的な収支関係や存在の確認などの事実確認が困難なものは取り扱わないでください。

・行政機関をはじめ、他機関・団体等で証明できるもの

「納税証明」「罹災証明」「交通事故証明」等地方自治体の公簿等で確認が可能なものなど、関係機関・団体で証明可能なものは取り扱わないでください。また、「休業証明」など保険会社等該当団体・企業が調査する責任を負うべきものについても取り扱わないでください。

・当事者間に利害損失のあるもの

「盗難証明」や離婚時の慰謝料請求のための「事実婚証明」など、裁判等係争事項にかかわるものは取り扱わないでください。

・法律関係もしくは法律上の権利義務の有無等に関するもの

裁判所等が判断しなければならない「相続放棄証明」「養子縁組証明」などは取り扱わないでください。

③取り扱い上の留意点

- ・証明書等の作成にあたっては、証明すべき内容、目的、提出先を明確にした上で、発行してください。

特に、第三者の利益やプライバシー（思想、宗教、賞罰、病歴等）を侵すおそれのある場合は留意するとともに、本人以外の第三者から書類の作成等を依頼された場合は、本人の承諾が必要であることを伝えるとともに、その理由を必ず把握してから対応を判断してください。

- ・推測やうわさ等により安易に証明書等を作成、発行し、民生委員・児童委員への信頼を失うことのないよう留意してください。
- ・目的外の使用は避けるよう依頼者に伝えてください。
- ・官公庁所定の様式を使用してください。

- ・ 証明書等が発行できない場合は、その理由を依頼者に十分説明し、代替証明のある場合はその発行場所、発行手続きを紹介するようにしてください。なお、代替証明もなく、他に調査または証明機関がない場合は、該当証明書の提出先に発行する機関がない旨説明するなど可能な限り依頼者に迷惑のかからないよう配慮してください。
- ・ 事務的な処理に終始することなく、証明書等の依頼を契機に、対象世帯の実態を把握するとともに、人間関係をより緊密にするよう努めてください。

次頁に掲げるものは、民生委員・児童委員が現在行っている証明事務の一部を区分し、例示したものです。

1 行政協力活動としての調査事項〈例示〉

	調査事項	提出先	用途	関係法規等
法令等で民生委員・児童委員の助言が明記されているもの	就学困難の事実	市町教育委員会	学校関係経費（学用品、修学旅行費、交通費等）の補助申請のため	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励について国の援助に関する法律施行令
	生活困窮の事実	滋賀県教育委員会	疾病の治療費用援助申請のため 学校給食の補助申請のため	学校保健安全法施行令
法令等で第三者の証明が位置づけられているもの	生計同一の事実	労働基準監督署	労災保険遺族（補償）給付又は未支給保険給付請求のため	労災保険法施行規則
	同上	公共職業安定所（ハローワーク）	雇用保険未支給失業等給付請求のため	雇用保険法施行規則
	同上	年金事務所	遺族厚生年金、障害厚生年金、老齢厚生年金、未支給年金請求のため	厚生年金保険法施行規則および厚生労働省年金局長通知
	同上	市町国民年金担当係	障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、未支給年金、死亡一時請求のため	国民年金法施行規則および厚生労働省年金局長通知
	児童監護または養育の事実	市町児童福祉担当課	児童扶養手当申請のため	児童扶養手当法施行規則
	母子家庭または父子家庭の事実	市町福祉医療担当課	福祉医療費助成申請のため	市（町）福祉医療費助成条例および同施行規則
児童委員の協力を求めるもの 地方自治体等が必要に応じ民生委員・児童委員の協力を求めるもの	保育を必要とする事実	市町保育担当課	保育所入所申込みのため	
	扶養の事実	年金事務所	健康保険の被保険者の被扶養者を認定するため	
	居住の事実	教育委員会	居住地に住民票がない児童生徒の義務教育就学申請のため	
	生活状況についての報告	市町保護担当	生活保護申請	
	里親認定適否の事実	子ども家庭相談センター	里親認定のため	
	生活福祉資金借受申込世帯の状況	社会福祉協議会	生活福祉資金借入申請のため	生活福祉資金運営要領

以上についての取り扱いで疑義が生じた場合は、それぞれの民児協で検討するか市町主管課等と協議してください。

2 証明書等の発行すべきでない調査事項〈例示〉

調査事項	提出先	用途
不在の事実	裁判所、クレジット等会社等	公示送達のため
	貸金業者	担保物件の権利取得のため
	弁護士	土地の貸借関係を解除するため
	NTT	滞納電話料免除手続きのため
交通事故の事実	保険会社、共済組合	保険金受取のため
休業の事実		
無資力の事実	労働基準監督署	労災の第三者行為災害における加害者の無資力であることの証明
居住の事実	税務署	住宅取得控除申請のため
収入減の事実	市町税務課	減税申告のため
事実婚の事実	弁護士	離婚時の慰謝料請求のため
行政機関をはじめ他機関・団体等で証明できる(すべき)もの	次表のとおり	

〈行政証明例〉

代表的なものに限って記載しており、この他にも公簿等により確認できるものは証明される。

証 明 事 項 名	
課税証明	不在籍・不在住証明（現住証明に限る）
非課税証明	国民健康保険税課税（納税）証明国民健康保険被保険者資格（喪失）証明
納税証明	介護保険料に関する証明
専用住宅証明	区市町村営住宅使用証明
資産証明	農耕地であることの証明
戸籍謄本・抄本	農家証明
身分証明	耕作証明
（破産宣告の有無等民事事項に限る）	小作料の証明
住民票の写し	罹災証明
転出証明	火災証明
出生証明書	